事業報酬の額、同条第一項第五号又は第二項の規定により低圧配電費及び高圧配電費に整理された電気事業報酬の額並びに同条第一項第六号又は第二項の規定により給電費に整理された電気事業報酬の額の合計額の第八条第一項の規定により整理された電気事業報酬の額に占める割合を乗じて得た額を、送配電関連費として整理しなければならない。

２・３　（略）

４　一般送配電事業者は、第八条第一項の規定により整理された追加事業報酬の額に、第九条第一項第四号及び第六号又は第二項の規定により需要家費に整理された電気事業報酬の額の第八条第一項の規定により整理された電気事業報酬の額に占める割合を乗じて得た額を、需要家費として整理しなければならない。

５　（略）

６　一般送配電事業者は、第八条第一項の規定により整理された追加事業報酬の額に、第九条第一項第六号又は第二項の規定により一般販売費に整理された電気事業報酬の額の第八条第一項の規定により整理された電気事業報酬の額に占める割合を乗じて得た額を、送配電関連費として整理しなければならない。

７・８　（略）

別表第２（第８条、第９条関係）

第１表

一般管理費等、変電費及び販売費の整理の基準

１．一般管理費等へ整理された基礎原価等項目ごとの額の７部門（水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電等費、送電費、変電費、配電費及び販売費）への整理の基準
(1)　基礎原価等項目ごとの額のうち発生の主な原因に応じて配分が可能な額を、基礎原価等項目ごとに、各７部門に直課すること。
(2)　（略）
２．～５．　（略）

（電源線に係る費用に関する省令の一部改正）

第五条　電源線に係る費用に関する省令（平成十六年経済産業省令第百十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（削る）	（料金の整理）
（電源線及び電源線に係る費用の特定に係る特例）	**第三条**　電気事業法第十八条第一項の認可の申請又は同条第五項の規定による届出をしようとする託送供給等約款で設定する料金を算定するに当たっては、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に定めるもののほか、この省令の定めるところにより、電源線に係る費用を水力発電費、火力発電費又は新エネルギー等発電等費に整理するものとする。
第三条　（略）	（電源線及び電源線に係る費用の特定に係る特例）
２　前条の規定にかかわらず、一般送配電事業者又は配電事業者は電源線に係る費用の範囲を特定することが困難である場合においては、当該特定困難な範囲を電源線に係る費用とみなす。	**第四条**　（略）
	２　第二条の規定にかかわらず、一般送配電事業者又は配電事業者は電源線に係る費用の範囲を特定することが困難である場合においては、当該特定困難な範囲を電源線に係る費用とみなして託送供給等約款で設定する料金を定めることができる。